

平成 31 年 4 月 25 日

関係者各位

再生債務者 株式会社 MTGOX

再生管財人 弁護士 小林 信 明

### 再生計画案の提出期限の変更に関するお知らせ

再生管財人が認めなかった再生債権のうち、多額の再生債権について、査定申立てがなされ未確定となっております。したがって、再生計画案の中で定めるべき、再生債権に関する権利の変更及び弁済方法並びに未確定再生債権に関する適確な措置を確定することができないため、平成 31 年 4 月 26 日までに再生計画案を提出することが困難となりました。

また、未確定となっている再生債権が確定し、再生計画案を提出することが可能となるまでには一定の時間を要すると見込まれます。

この状況を受けて、再生管財人は東京地方裁判所に対し再生計画案の提出期間の伸長を申し立て、平成 31 年 4 月 24 日、同裁判所により、再生計画案の提出期限を 令和元年 10 月 28 日 に変更する旨の決定がなされました。

以上